

IFRS に関するアジア調査出張(韓国)
調査報告書

目次

I. 韓国の会計基準・開示制度	1
1. 上場企業の財務諸表作成基準	1
2. K-IFRS の適用対象企業	2
3. 単体財務諸表の役割	3
4. 非上場企業に適用される会計基準	4
II. 国際会計基準(IFRS)への対応	5
1. IFRS を導入した理由	5
2. IFRS の導入方法	6
3. IFRS 導入のコスト・ベネフィット	8
4. 原則主義への対応	11
5. 会社法への影響	14
6. 税法への影響	14
7. 規制環境、契約環境等への影響	16
8. 企業等への影響	16
9. IFRS の導入を円滑にするための方策	19
III. 経済活動と会計のあり方	20
1. IFRS とゴーイングコンサーン経営	20

2. 公正価値会計.....	21
IV. 会計基準設定主体のあり方.....	23
1. 会計基準設定主体のガバナンス.....	23
2. 会計基準設定主体の役割.....	23

I. 韓国の会計基準・開示制度

1. 上場企業の財務諸表作成基準

株式会社の外部監査に関する法律により、全ての上場企業は、2011年1月1日より、K-IFRS(注)による連結財務諸表¹および単体財務諸表の作成が必要である。

(注)K-IFRS とは、「韓国採択国際会計基準」の通称である。韓国採択国際会計基準とは、韓国会計基準委員会(KASB)が国際会計基準をもとに、翻訳・制定した会計基準である。詳細は、II. 2を参照。

連結財務諸表	単体財務諸表
K-IFRS	K-IFRS

(参考)K-IFRS 導入に伴う上場企業の開示制度の変更

韓国では K-IFRS の導入により、従来の単体中心の開示から、連結中心の開示に移行したと言われている。すなわち、従来は、単体財務諸表が主要財務諸表として位置づけられており、連結財務諸表は、四半期及び中間期には開示が不要とされ、期末においてのみ、単体財務諸表の公表日に又は事後的に開示することとされていた。K-IFRS の導入後は、連結財務諸表について、四半期及び中間期にも開示が求められ、かつ開示期間が短縮化されたことによる。

K-IFRS 導入前

	連結財務諸表	単体財務諸表
期末 ²	<ul style="list-style-type: none"> ・資産 2 兆ウォン³以上の企業 事業年度終了後 90 日以内 ・資産 2 兆ウォン⁴未満の企業 事業年度終了後 120 日以内 	事業年度終了後 90 日以内
四半期・中間 ⁵	開示義務なし	各四半期末・中間期末から 45 日以内

K-IFRS 導入後

	連結財務諸表	単体財務諸表
期末 ⁶	事業年度終了後 90 日以内	事業年度終了後 90 日以内

¹ 子会社がない場合を除く。

² 証券取引法第 186 条の 2、同施行令第 83 条の 3

³ 約 1350 億円 (2011 年 12 月末 TTM 換算)

⁴ 約 1350 億円 (2011 年 12 月末 TTM 換算)

⁵ 証券取引法第 186 条の 3

⁶ 資本市場と金融投資業に関する法律第 159 条第 1 項

四半期・中間 ⁷	各四半期末・中間期末から 45 日以内 ⁸	各四半期末・中間期末から 45 日以内

2. K-IFRS の適用対象企業

株式会社の外部監査に関する法律等により、K-IFRS は全ての上場企業(上場貯蓄銀行 7 社については適用時期を延期⁹)及び非上場の金融機関(一部を除く)に適用されている。

金融監督院によると、非上場の金融機関が K-IFRS の適用対象とされた背景は、以下のとおりである。

- ・ 上場企業のみならず、非上場の金融機関にも適用している背景としては、金融機関は利害関係者も多く、国民生活と密接に関連しており、大規模な非上場金融機関等に対する効果的な監督の必要性があるためとされている(金融監督院)。

株式会社の外部監査に関する法律の施行令第 7 条の 2 による K-IFRS 適用対象企業の詳細は以下のとおりである。

1. 株式上場法人
2. 株式会社の外部監査に関する法律の施行令第4条第7項第1号に該当する会社(株式上場予定法人)
3. 金融持株会社法による金融持株会社
4. 銀行法によって設立された金融機関
5. 資本市場と金融投資業に関する法律による投資売買業者、投資仲介業者、集合投資業者または信託業者
6. 資本市場と金融投資業に関する法律による総合金融会社(複合金融会社)
7. 保険業法による保険会社

⁷ 資本市場と金融投資業に関する法律第 160 条

⁸ 2011 年から 2012 年までの期間においては、60 日以内とされている。さらに、資産 2 兆ウォン(約 1350 億円 (2011 年 12 月末 TTM 換算))未満の企業については、2011 年から 2012 年までの期間において、四半期・半期の連結財務諸表の作成を免除している。

⁹ 上場貯蓄銀行への K-IFRS の適用時期は、5 年延期され、2015 年 7 月からとされている。金融監督院によると、銀行については、上場銀行のみに K-IFRS を適用すると、上場と非上場で異なる会計基準を使用している銀行を監督することになり、監督上大きな負担が生じるため、原則として上場・非上場ともに K-IFRS を適用するが、貯蓄銀行の場合、全体 100 社のうち上場しているのは、7 社のみで上場数が限定的であることから、例外的に上場貯蓄銀行にのみ K-IFRS を適用することにしたとのことであった。また、上場貯蓄銀行に対する K-IFRS 適用延期の理由としては、貯蓄銀行の競争力が一般の銀行よりも低下したことにより、現在構造調整中であり、一部貯蓄銀行の営業停止、退出などが行われていることから、構造調整の間は上場・非上場ともに旧基準を適用し、構造調整の終了後に上場貯蓄銀行に K-IFRS を適用することが適当と考えられたためとのことであった。

8. 与信専門金融業法によるクレジットカード業者

また、株式会社の外部監査に関する法律の適用を受けない産業・輸出入・農協・漁協などの 4 大特殊銀行についても、産業銀行は 2011 年、輸出入銀行は 2012 年¹⁰、農協・漁協は 2014 年¹¹からそれぞれ K-IFRS を施行させる予定である¹²。

なお、韓国においては、(欧州で見られるような規制市場、非規制市場という区分はなく、)上場企業は規模に係らず K-IFRS が適用される。金融監督院によると、すべての上場企業を K-IFRS の適用対象とした背景としては、上場企業間の比較可能性や投資家の理解可能性が考慮されたとのことである。

- ・ 上場企業内で二元的な会計基準を運用することは、企業間の比較可能性の低下や投資家の混乱を招く可能性がある。
- ・ 中小の上場企業は取引の規模と構造が単純なため、準備期間もそれほど長くならず、費用もそれほどかからない。
- ・ 2006 年のロードマップ作成時においては、韓国取引所と KOSDAQ で導入時期を二元化しようという議論があったが、同じ上場企業に対して、異なる時期に導入するのはかえって混乱をきたすのではないかという判断をした。

ただし、資産 2 兆ウォン¹³未満の企業については、IFRS 導入負担を軽減するために、2011 年から 2012 年においては、四半期及び中間期の連結財務諸表の開示義務が免除されている。

3. 単体財務諸表の役割

(1) 単体財務諸表の役割

韓国では、K-IFRS 導入により、従前の単体中心の開示から、連結中心の開示に移行したとされているが、引き続き上場企業の単体財務諸表の開示は必要とされている。

金融監督院によると、単体財務諸表は、配当、税金計算、連結財務諸表の作成などの目的で引き続き必要とされている¹⁴が、投資家等からは、個別企業の情報など、単体財務諸表の情報提供機能についても引き続き一定程度重視されていると

¹⁰ 輸出入銀行への適用が 2012 年からとされたのは、IFRS 導入時に、機能通貨(米ドル)を基準に帳簿を作成しなければならず、システム転換に時間を要するためとされている。

¹¹ 農協・漁協への適用が 2014 年からとされたのは、K-IFRS では出資金が負債として分類され、資本減少の問題が発生することや、会員組合などと共同運用中の電算システムを切り離さなければならない問題があるためとされている。

¹² 金融監督院会計制度室「IFRS 導入に関わる主たる懸案事項」(2009 年 12 月 22 日)

¹³ 約 1350 億円 (2011 年 12 月末 TTM 換算)

¹⁴ 金融監督院「国際会計基準の理解と導入準備」P179 Q17 (2008 年 11 月)

の指摘が聞かれた。

- ・ 単体財務諸表は純粹な一社の業績を分析するためには必要である(上場企業(重工業))。
- ・ 単体財務諸表は連結財務諸表の補完的な役割を果たすものと考えている(投資家)。

なお、韓国においては、資本市場と金融投資業に関する法律(以下、資本市場法)による単体財務諸表の開示の要求¹⁵に加えて、会社法においても、単体財務諸表の作成、株主総会への提出が要求されている¹⁶。監査法人によると、資本市場法・会社法で求められる財務諸表の開示に差異はない。

(2) 連結・単体で同じ会計基準を用いるメリット・デメリット

金融監督院によると、連結・単体ともに K-IFRS を適用した背景としては、連結財務諸表の作成義務のある上場企業が 40%に過ぎなかったことに加えて、連結・単体を分離することのコスト負担、投資家の理解可能性の低下が考慮されたとの指摘が聞かれた。なお、韓国においては、単体への K-IFRS の適用により、税法・会社法等の改正が行われている(詳細は II. 5 及び 6 を参照)。

- ・ 韓国では、連結財務諸表を作成している企業が全上場企業の 40%に過ぎず、連結財務諸表にのみ K-IFRS を導入した場合、導入の意味が半減する。
- ・ 単体財務諸表にも K-IFRS を適用した背景としては、単体財務諸表に K-IFRS を適用せずに、韓国独自の会計基準を適用した場合、作成者は財務諸表の二重の作成義務を負うことになり、コストの負担が大きくなり、かつ会計処理にミスもおこりやすくなる。また利用者にとっても、2 つの財務諸表を見ることにより混乱を招く可能性がある。
- ・ 単体財務諸表に従来の会計基準を適用するメリットとしては、国内の法規の要求事項などにより柔軟に対応可能なことが挙げられるが、上記理由により、単体にも K-IFRS を適用している。

4. 非上場企業に適用される会計基準

金融監督院によると、非上場企業に適用される会計基準及びその背景は以下のとおりである¹⁷。

- ・ 非上場企業には、会計処理の負担軽減のために、K-IFRSは適用されず、非上場企業のための一般企業会計基準が適用される。一般企業会計基準とは、従来の企業会計基準(K-GAAP)を修正補完して簡素化した基準である。また、

¹⁵ 資本市場と金融投資業に関する法律第 159 条(1)(2)、第 163 条、施行令第 168 条(1)(2)(4)

¹⁶ 商法第 447 条、第 449 条

¹⁷ 金融監督院「国際会計基準の理解と導入準備」P174 Q4 (2008 年 11 月)

非上場企業は、監督当局の承認や届出の手続きなしに、K-IFRSを適用することができる。

- ・ 非上場企業がK-IFRSを適用した場合、金融委員会の定める例外的な場合を除き、一般企業会計基準への移行は不可能となる。

II. 国際会計基準(IFRS)への対応

1. IFRS を導入した理由

韓国においては、IFRS への対応として、以前はコンバージェンスで対応していたが、現在はすべての上場会社の連結財務諸表および単体財務諸表に K-IFRS の適用を義務付けることで対応している。金融委員会及び金融監督院¹⁸によると、韓国においては、通貨危機以後、韓国基準と IFRS のコンバージェンスを進めたにも関わらず、韓国基準はローカル基準であると国際社会でみなされていたことや、海外市場から資金調達を行う企業の負担を軽減することなどが、IFRS のアドプションに至った理由とされている。

- ・ 専門家の分析によると、K-GAAP には、IFRS の内容がすでに 90%以上反映されているにもかかわらず、国際社会においては、韓国はローカル基準を使用している国と見られており、会計の透明性のない国と評価されていたため、対外信認度を高める必要があった。そのためには、一部修正というよりは、IFRS を画期的に、全面的に採用すべきだという判断をした(金融委員会)。
- ・ 資本市場のグローバル化に伴い、国際的に統一された会計処理基準の必要性がかつてないほど大幅に増加した。これらの要求に応じて、EU、オーストラリア、カナダなど、すでに多くの国が IFRS を自国の会計基準に適用、または適用予定であるため、韓国も、世界的な会計基準の一本化の傾向に積極的に対応する必要があった(金融監督院)。
- ・ 通貨危機以後、政府は、企業会計の先進化のために会計監督を強化し、制度の改善を継続的に実施してきた¹⁹が、企業の財務状態と営業成果を示す基礎言語である会計処理基準が IFRS ではないことが、外国人が韓国企業の会計を信頼できない一つの原因になってきた。コリア・ディスカウントの原因のうち、“会計基準の問題”の要因を排除し、会計情報への内外の信頼性を高める必要があった(金融監督院)。
- ・ 国内企業が海外の証券市場に上場する場合は、その国の会計処理基準を適

¹⁸ 金融監督院「国際会計基準の理解と導入準備」P115、P116(2008年11月)

¹⁹ IMF は、韓国に対して、会計基準及び開示規制を国際的な慣行を満たすように強化することを勧告していた (Republic of KOREA IMF Stand-By Arrangement Summary of Economic Program December 5, 1997)。

用して財務諸表を作成し、外部監査も受けなければならないので、企業の負担が発生していた。K-IFRSの導入により、国内法規による財務諸表を国際資本市場でそのまま使用することができるようになるため、二重に会計帳簿を作成する負担がなくなる(金融監督院)。

2. IFRS の導入方法

(1) 上場企業(連結)への IFRS の取り込み方

IFRS 導入のためのロードマップを作成するために、2006年2月に、金融委員会、金融監督院、財政経済部、韓国会計基準委員会(KASB)、韓国上場会社協議会、中小企業中央会、韓国会計学会、証券先物取引所、韓国公認会計士会、監査法人の代表者により構成されるIFRS導入タスクフォース(TF)が設立された。

IFRS 導入TFは、IFRS 導入のロードマップを2007年3月に公表した。ロードマップにおいては、2009年からのIFRSの任意適用を認め、2011年から全ての上場企業へのIFRSの強制適用を行うこととされた。

2007年12月に、KASBは、K-IFRS(韓国採択国際会計基準)を公表した。なお、IFRSをK-IFRSに取り込む具体的なプロセスは、株式会社の外部監査に関する法律第13条等において、以下のとおりとされている。

- ・ 会計処理の基準は、証券先物委員会の審議を経て、金融委員会により決定される。金融委員会は、会計処理の基準の設定業務を、専門性を有する民間法人又は団体に委託できるとされており、金融委員会より委託を受けた韓国会計基準院(KAI)内の組織であるKASBが、会計基準の制定・改正を行う。
- ・ 金融委員会は、KASBが制定・改正した会計処理の基準の内容の適切性を検討し、また利害関係者の保護、国際的な会計処理基準とのコンバージェンスなどのために必要と認めるときは、証券先物委員会の審議を経て、KAIに会計処理の基準の内容を修正することを要求できる。この場合、委託を受けているKASBは正当な理由がない限り、これに従わなければならない。

2009年からK-IFRSの任意適用が開始され、2009年には14社、2010年には47社の韓国企業が、K-IFRSの任意適用を行った。

その後、全上場企業へのK-IFRSの強制適用が、2011年から開始された。

(2) IFRS のカーブアウト

カーブアウトは現時点で行われていないが、K-IFRSにおいては、IFRSでは求められない営業損益及び剰余金計算書の開示が追加的に要求されている。

- ・ フルアドプション、すなわちIASBの発行したIFRSをそのまま採用するという方針をとった結果、IFRSを修正することはできず、修正してはいけないというの

が基本原則。ただし、フルアドプションを採用しても、IFRS 導入に際し、IFRS 財団と契約し、その契約の際に修正が認められるものがあつた。それは、IFRS で複数の選択肢が認められている場合に選択肢の削除が可能ということと、追加で必要な項目を開示することができるというものである(KASB)。

- ・ 実際の K-IFRS では、選択肢の削除は行っておらず、以下の 2 つの追加開示項目の規定を行った²⁰(KASB)。
 - ◇ 商法で要求していた剰余金計算書を注記で開示
 - ◇ 営業損益について注記で開示

現在、開発中の基準については、金融資産の減損、収益認識、リースなどの基準について懸念があるとの意見があつた。また、現在開発中の基準ではないが、外貨換算会計について、IASB に検討を要望しているとのことであつた。なお、IFRS 第 9 号の金融商品の認識と測定については、未だ K-IFRS には取り込まれていないとのことである。

- ・ 定期傭船契約について、これをリースとして捉えた場合、資産・負債を計上しなければならず、負債比率が上がり、悪影響をうけるので、強く反対している(上場企業(海運業))。
- ・ リース会計については関心が高いので、提案を行い、改正を要求しており、改正の過程で何とか我々の声が反映されるように努力を続けていく。なお、リースへの要求は韓国だけでなく他の国も同様の状況だと思つるので、かなり反映された方向になるのではと期待している。ただし、韓国の提案が受け入れられなかったら、採択しないということではない(金融監督院)。
- ・ 現在 IASB で議論されている項目の中で、収益認識基準、特に分譲マンションの収益認識基準は、韓国では大きな問題となりうる²¹(KASB)。
- ・ 3 バケツアプローチによる金融資産の減損は、その複雑性、追加的なシステム投資から、企業にとって負担となるかもしれない(KASB)。
- ・ KASB は 2011 年以後の IASB のアジェンダとして、外貨換算会計を取り上げることを提案した。これは、関係者の懸念に起因するもので、現行の外貨換算の基準は、国内企業に適合しないかもしれないと考えている。一般的に、ウォンは準備通貨ではなく、異常にボラティリティが高い傾向にある(KASB)。
- ・ K-IFRS には、IFRS 第 9 号は未だ導入されていない。IFRS 第 9 号では、金融商品の認識と測定についての改正は行われているが、EU などで問題提起が行われており、最終的に決まっていない雰囲気なので、我々も見守っていこう

²⁰ 上記の 2 つの追加開示項目のほか、2011 年から 2012 年において、四半期及び中間期の連結財務諸表の開示義務が免除されている資産 2 兆ウォン未満の企業については、親会社の単体財務諸表において、子会社、共同支配企業および関連会社に持分法を適用した場合の影響額を開示することとされている。

²¹ 分譲マンションの収益認識基準に関しては、現行基準でも議論となつていたとのことである。詳細は II. 4.(3)参照。

ということで採択を先送りにした。今後は、EU や他の IFRS 採用国の雰囲気を見て我々も決めていく(金融監督院)。

3. IFRS 導入のコスト・ベネフィット

K-IFRS の導入による韓国の市場全体における影響については、以下(1)、(2)のとおり、コストとベネフィットについて様々な関係者の意見があった。なお、金融委員会からは、韓国では、通貨危機以降、IFRS とのコンバージェンスが進んでいたにも関わらず、会計の透明性に関して国際的な評価が得られておらず(いわゆるコリア・ディスカウント問題)、その評価を変えることによるベネフィットはコストを上回ると考えられているとの意見があった。

- ・ K-IFRS 導入前においても、IFRS の内容は相当程度 K-GAAP にすでに反映されているとの意見もあったが、国際社会においては、韓国はローカル基準を使用しており、会計の透明性のない国と評価されており、イメージを画期的に変えるために、負担も大きいがそれをはるかに上回るベネフィットがあるだろうと考え、フルアドプションという非常に大きな決断をした。

(1)IFRS 導入に伴うベネフィット

K-IFRS 導入による具体的なベネフィットとして、当局(金融委員会・金融監督院)からは、会計の信認度の向上、会計基準の統一による作成負担の軽減、比較可能性の向上、資本調達コストの低下などが挙げられている。また、企業からは、IFRS は従来の基準と大きな違いはなく、グループ内の会計基準の統一によるメリットが大きいとの声も聞かれた。投資家からは、比較可能性の向上等のメリットを挙げる意見がある一方で、海外の投資家は会計の信認度が特別に高まったという印象は持っていないとの指摘も聞かれた。

当局

- ・ ①内外の会計に対する信認度の向上(コリア・ディスカウントの主な原因である会計基準の不十分性の要因を取り除き、会計の透明性を向上)、②韓国のグローバル企業の財務諸表作成負担の軽減、③投資判断が容易になる(公正価値評価などを通じて、企業の正確な状態の把握が可能)、④財務諸表の国際的な比較可能性が向上され、海外資本市場への参入がより容易になるとともに、投資誘致を活性化できる、などがある(金融委員会、金融監督院)

作成者

- ・ IFRS の導入によって、すべての国の財務諸表が共通のものになっているというメリットは非常に大きい。IFRS の基準は従来の基準と特に大きな差異はない。財務諸表の有用性からみて、必要な情報が開示されているかという観点からは、導入した意義もあるし、海外の子会社の経営や資金公募をするときにも使い勝手がよい(上場企業(海運業))。

- ・ 当社グループは子会社が 100 社以上あるが、従来は現地 GAAP で作成した海外子会社の財務諸表を K-GAAP に変換する作業があった。K-IFRS の導入により、現在は単一の基準をすべての子会社に適用することができ、これが最大のベネフィットである(上場企業(重工業))。
- ・ K-GAAP から K-IFRS となることで企業の根幹を揺るがすほどの影響はなく、それより、グループ全体で単一の会計基準を使用するというメリットが大きいと考えている(上場企業(重工業))。

投資家

- ・ ①比較可能性が向上し(グローバルな企業との比較可能性の向上)、②資産の適正な価値が正しく把握でき、③原則ベースの基準のため、企業が自らの実態に合った会計方針を選択するという柔軟性がある(投資家)。
- ・ IFRS の導入により注記が増えたことは画期的である。財務諸表自体の量には大きな違いはないが、連結中心となったことで内訳は詳細になった(投資家)。
- ・ 海外の投資家は、IFRS のために信認度が特別に高まったという印象は持っていないようであった(投資家)。

(注) 上述のように、比較可能性の向上をベネフィットとして挙げる意見がある一方、比較可能性の低下を懸念する企業の意見もあった。Ⅱ. 4. (1)も参照。

(2)IFRS 導入に伴うコスト

K-IFRS の導入により、企業にコンサルティングやシステム構築などのコストが発生した。また、韓国では、K-IFRS 導入と同時に、単体中心から連結中心への移行に伴い、四半期・中間期の連結財務諸表の導入や開示期間の短縮が行われており、K-IFRS 導入以上に負担となったとの話があった。また、企業からは、原則主義への対応に苦労しているとの声も聞かれた。詳細はⅡ. 4 を参照。

(企業における準備期間)

- ・ IFRS 導入の事前準備には、2 年から 3 年以上かけた。時間がかかったのは、IFRS と従来の制度との違い、各業種特有の違いにかなり時間をかけたためと、監査法人が会社・業種のことを理解するのに時間がかかったためである(上場企業(海運業))。

(企業におけるコンサルティングやシステム構築などの実際のコスト)

金融監督院が、2010 年 1 月に、K-IFRS の適用対象企業 1,925 社²²を対象に IFRS 導入の影響、準備状況などについてアンケート調査を実施した結果は以下のとおり。

① K-IFRS 導入コスト(1 社当たり)

²² 2009 年 12 月末時点の一般の上場企業 1,672 社および金融機関 253 社(非上場 190 社を含む)のうち 61.8%(1,190 社)の企業が回答。

一般企業は 283 百万ウォン²³(韓国取引所上場企業が 515 百万ウォン²⁴、KOSDAQ 上場企業が 132 百万ウォン²⁵)、金融機関は 2,739 百万ウォン²⁶

② 導入コストの構成

監査法人のコンサルティング費用²⁷とシステム構築費用がそれぞれ 37.8%と 50.8%を占める。その他は、公正価値の評価の費用および保険数理計算の費用、教育費用など。

(単体中心から連結中心への移行、開示期間の短縮によるコスト)

- ・ IFRS 導入により作業量が増えたというよりも、連結中心の開示に移行したことにより、作業量が増えた(上場企業(海運業))
- ・ 開示の量、難易度が上がり、スケジュールがタイトになった。連結システムを更新したが、これは、K-IFRS の導入前は、年度の連結財務諸表は 90 日以内の開示であったが、K-IFRS 導入とともに、四半期について連結財務諸表の開示が 45 日以内(2012 年までは 60 日以内)とされたためである。このシステム更新による費用はかなりかかった(上場企業(重工業))。
- ・ 財務部門には連結決算のチームを立上げ、財務部門の人員は 25 名から 35 名に増員した(上場企業(重工業))。

なお、導入に伴う注記量の増加について、以下のように、監査の量や外部専門家への依存度の増加に関する指摘があった。

- ・ 財務諸表自体は単純になったが、注記は増えたので、開示や監査の量はかなり増えた。ただし、一旦財務諸表を作成するとそのパターンが続くので、最初は手間暇がかかっていたが、今はそれほどでもない(上場企業(海運業))。
- ・ 金融商品の注記量はかなり増えて若干苦労した。IFRS は公正価値にフォーカスしているので、会社の独自の判断が必要となり、外部の専門家の協力が必要(上場企業(海運業))。

(翻訳に伴う問題)

- ・ K-IFRS は IFRS を翻訳したものだが、翻訳に際しては、次のような様々な問題があった(KASB)。

① 韓国で学習するのは米国英語だが、IFRS ではアフリカの英語、オーストラリアの英語、欧州の英語、中国の英語などが混在している。

²³ 約 22 百万円(2009 年 12 月末 TTM 換算)

²⁴ 約 40 百万円(2009 年 12 月末 TTM 換算)

²⁵ 約 10 百万円(2009 年 12 月末 TTM 換算)

²⁶ 約 216 百万円(2009 年 12 月末 TTM 換算)

²⁷ 上場企業(重工業)からは、IFRS の導入後、監査報酬が 10%から 20%増加した、との話があった。

- ② IFRS では、不必要に長い文章でできているものがいくつもある。だが、こういった文章を正確に解釈するには、欧州の人の考え方、話し方などを知らないと困難。
- ③ 取引や概念自体が韓国にないものや、聞いたことのない言葉がある。
- ④ IFRS 自体が誤っていることがある。韓国内で検討しても内容が理解できなかったために IASB に問い合わせたところ、単純な誤りであったとして修正されることがあった。

(その他)

- ・ IFRS の導入は、当局や会計基準設定主体にとってはベネフィットが大きいですが、作成者には負担が大きいと見ている(投資家)。

4. 原則主義への対応

(1) 原則主義の適用による問題の有無

原則主義への移行については、グローバル企業との比較可能性の向上、実態に合った会計方針の選択というメリットを指摘する声がある一方、企業からは、国内企業間での会計方針のばらつきによる比較可能性の低下を懸念する声もあった。なお、投資家や監査人からは、会計方針のばらつきは短期的なものであり、中長期的には同一産業内の比較可能性は向上するという意見もあった。

また、原則主義の適用の困難さについては、企業によっては、IFRS には実際には詳細なルールがあり、会社の判断が難しいというほど原則主義ではなかったとの声もある一方、K-IFRS の下では正確な解釈を得るのに苦労しているとの声もあった。

作成者

- ・ 原則主義への移行により、会計方針の選択肢が増えたため、比較可能性は低下していると考え。従来は固定資産の耐用年数も、各企業税務ベースで同じであったが、K-IFRS では実質の耐用年数を使用することで減価償却費が変わり、同業での比較可能性は低下していると考えている(上場企業(重工業))。
- ・ K-GAAP の下では、金融監督院等が提供する、具体的な会計処理のケースやガイドラインに従っていたが、K-IFRS の下では正確な解釈を得るのに苦労している(上場企業(重工業))。
- ・ 原則主義の良い点としては、自分の事業の特性に合わせて会計方針が選択可能なことである。悪い点としては、たとえば連結の範囲であれば、実質的な支配が企業によって判断の余地があり、監査人や当局への問い合わせに手間がかかるといったことである(上場企業(重工業))。
- ・ IFRS は原則主義といわれているが、実際には基準に詳細なルールが記載されており、導入前に思っていたほど原則主義ではなかったし、会社の判断が難しいというほどのことはなかった(上場企業(海運業))。

投資家

- ・ IFRS によりグローバルな企業との比較可能性が向上し、企業が自らの実態に合った会計方針を選択することになる。ただし、会計方針の選択のばらつきにより、会社間の比較が困難になることもある²⁸。
- ・ 今はまだ IFRS を導入して 1 年も経っておらず、各企業が独自に判断したり、監査法人の推奨する方法をとっていたりするが、時間がたてば同じ業種の企業同士が話をして一貫性を保つよう統一を図る方向にいくのではないかと思う（投資家）。

監査人

- ・ 会計方針の選択肢の幅が広がってしまうといった懸念は単なる短期的な視点に基づく考えである。IFRS 導入時の調査において、各産業の専門家やアナリストの意見を聞くと、各産業が好む会計方針の選択肢があることがわかった。つまり、各産業における特定の会計方針の選択は、市場が要求していることであり、むしろ比較可能性は改善する。また、IFRS の適用にあたっては、EU、豪州、シンガポール等の既に IFRS を適用している国にある会社の状況をベンチマークとしており、産業の傾向もそれに従ったものとなっている（監査法人）。
- ・ 当初は、ルールベースの会計基準に慣れた人々の考え方を変更するのは難しかった。しかしながら、2007 年のロードマップ公表以降、企業は、公聴会や金融監督院、KASB、大手監査法人が提供する IFRS の研修会に参加した。2008 年、2009 年において、国内トップ 100 の上場企業のほとんどが、K-IFRS 導入プロジェクトを開始した。導入の過程において、企業は K-IFRS をよりよく理解することが可能となり、今は、K-IFRS を一貫して解釈、適用するために社内の専門家の必要性をより感じている（監査法人）。

(2)原則主義に対応するための具体的な取り組み

金融監督院、KASB を中心として、IFRS の理解促進のための、説明会、研修会をはじめとした様々な施策が行われた。また特に原則主義に関連した取り組みとしては、欧州をモデルとして、実際の IFRS 適用上の疑問に答えるための質疑応答制度（プリクリアランス制度）が設けられた。

金融委員会報道資料「K-IFRS のもとでの質疑応答制度の施行」（2009 年 12 月 30 日）によると、質疑応答制度の概要は以下のとおりである。

- ・ 基準遵守の監督業務を担う金融監督院と基準設定業務を担う韓国会計基準院 (KAI) / 韓国会計基準委員会 (KASB) が、2010 年 1 月に「K-IFRS 質疑応答合同会議」を設置して対応。法令上の業務区分に基づいて、金融

²⁸ 例えば、造船業では、従来、為替差損益は営業外損益であったが、IFRS では、営業外損益、その他営業損益、営業資産での外貨損益と非営業資産での外貨損益など、会社によって表示にばらつきが生じたとのこと（投資家）。

監督院は調査・監理に関する質疑を担当し、KAI/KASB は K-IFRS の内容に関する質疑を担当している。

- K-IFRS の質疑応答合同会議で異なる見解があったり、重要だと判断される質疑は、証券先物委員会の諮問機構である会計制度審議委員会の委員の意見の集約を並行して行なう。
- 質疑応答は合同会議の結果を受けて作成されており、内容は非公開を原則とする。ただし、重要で反復的な質疑については、会計制度審議委員会の審議の後、その公開の有無を決定する。
- 韓国固有のもので、K-IFRS の不明確又は規定の不備により生じた質疑は、会計制度審議委員会の審議の後、IFRS 解釈指針委員会や KAI に通報する。
- また、韓国固有のもので K-IFRS の規定の不備で生じた質疑のうち、広範囲にわたって適用されるものは、会計制度審議委員会の審議の後、KAI にガイドラインを作成するように依頼する²⁹。

なお、質疑応答制度には監査法人も参加しているため、その回答と、監査法人の見解の相違については、問題となっていないとのことであった。なお、当初考えていたよりも企業から寄せられる質問は多くなかった、との意見もあった。

- ・ 質疑応答制度は、10 余りの機関が参加し、監査法人も参加しており、ほとんど意見は一致している。その内容が受け入れられない意見書(回答)が出た例はほとんどない。監査法人のグローバルオフィスからみて受入れ難いものはない(監査法人)。
- ・ 韓国は K-GAAP の時代から IFRS とのコンバージェンスを行ってきており、思ったより質問が多くなかった。なお、我々の知る限り、質問の多くは単体財務諸表において共通支配下の取引をどのように会計処理し、表示するかということに関連するものである。(KASB)。

(3) 各国別解釈指針

K-IFRS においては、必要に応じて韓国の実情を反映するための適用ガイダンスを追加的に発表することができる³⁰。ただし、金融監督院によると、実際には K-IFRS のためのガイドラインは発行されていないとのことであった³¹。

- ・ 韓国は、現在までに K-IFRS のためのガイドラインを提供していない(金融監督院)。
- ・ IASB の発行する IFRS を適用することを決めた意義が薄れることになるかもし

²⁹ 実際には K-IFRS のためのガイドラインは発行されていない(金融監督院)。

³⁰ 企業会計基準前文 27 項

³¹ 質疑応答制度の回答は、ガイドラインという位置付けなのかを金融監督院に確認したところ、IFRS は原則主義であり、政府や監督機関が介入するものではなく、ガイドラインとは考えられていないとのことであった。

れないので、追加的なガイダンスの発行は行わないようにしている(KASB)。

国内及びグローバルで監査法人間の意見交換を行っていることから、監査法人間の見解の相違が問題となっているという話は聞かれなかった。なお、これまで、韓国において、企業と監査法人間で解釈が異なっていた代表例としては、分譲マンションの収益認識基準があったとの話があった。

- ・ 分譲マンションの収益認識基準³²について、企業と監査人の間で見解が異なっていた。これは、IFRIC 解釈指針第 15 号「不動産の建設に関する契約」のもとで、工事契約を進行基準と完成基準のどちらで収益認識をするべきかという議論で、企業は進行基準を適用すべきと考え、監査人は完成基準を適用すべきと考えた。IFRS では進行基準の余地を残しているようであったが、明確な規定はなかったため、論争はあったものの、最終的には、韓国では分譲マンションの収益認識について進行基準を適用している(監査法人)。

5. 会社法への影響

K-IFRS の導入に伴い、個別会計処理に関連する商法の規定の削除が行われた、また、分配可能利益算定上、未実現利益を控除する改正³³が行われたが、具体的にどのように未実現利益を算定するかの詳細は検討中との話が監査法人よりあった。

- ・ 韓国の商法においては、資産評価に関連する会計上の取り扱い(例、開発費・社債発行費・開業費など)が存在した。これらの規定は、K-IFRS と矛盾する可能性があるため削除され、代わりに一般に公正妥当な会計慣行に従うという規定³⁴が追加された。
- ・ K-IFRS 導入前は、商法上、配当可能利益は、純資産から資本金、資本剰余金、利益準備金を控除した金額とされていたが、K-IFRS の導入により未実現利益も控除するように改正が行われた。ただし、どの未実現利益を控除するかについての詳細は、未だ決定されていない。

6. 税法への影響

監査法人によれば、韓国における会計と税制の一般的な関係は以下のとおりである。

- ・ 原則として、課税所得は、会計上の損益に、損金不算入の費用、益金不算入

³² KASB によると、現行の IFRS において分譲マンションの収益認識基準に完成基準、進行基準のいずれを適用すべきかの明確化を IFRS IC に求めているが、いまだ未回答とのことである。

³³ 商法第 462 条第 1 項第 4 号において、未実現利益は分配可能利益から控除することとされた。

³⁴ 商法第 446 条の 2

の収益を調整して計算される。

- ・ 一般的には、税務上減算するためには、会計上の費用計上が必要である(つまり、損金経理規定が存在する)。ただし、下記の税制改正にあるような減価償却費などの例外が存在する。

2011年からのK-IFRS導入に伴い、2010年に、以下の3原則(改定案)³⁵に基づく税法改正が行われている。

<3原則(改定案)>

- ・ 同一の経済行為に対して同一の税負担を維持すること。
- ・ 税務調整の負担を最小化すること(税負担の差異が微々たるものである場合、会計処理を受け入れる)
- ・ 税法の目的上、妥当な会計処理は、税負担が増加しても受け入れること。

具体的な改正は以下のとおりである。

- ・ 有形資産と耐用年数を確定できない無形資産の減価償却費の申告調整の認可。決算調整の原則を維持し、次の申告調整を認めた。
 - ◇ 2013年までの取得分:従来の減価償却方法や耐用年数を限度に申告調整を認めた。
 - ◇ 2014年以降の取得分:税法上、基準耐用年数を限度に申告調整を認めた。
- ・ 機能通貨導入企業の課税標準の計算方法を新設し、継続適用を条件としてその選択適用を容認した。
 - ◇ 方法1:機能通貨の財務諸表を基準として課税標準を計算し、ウォン貨で換算。
 - ◇ 方法2:開示目的で作成する機能通貨の財務諸表とは別に、税務目的でウォン貨の財務諸表を再作成し、これを基準として課税標準を計算
 - ◇ 方法3:表示通貨(ウォン貨)の財務諸表を基準として課税標準を計算
- ・ 発生損失モデルへの移行に伴う貸倒引当金の減少により計上される貸倒引当金戻入益について、益金不算入とする。

なお、以下のように、企業からは、税制改正により機能通貨や減価償却費などの問題は解消されたものの、K-IFRS移行時の税務処理に関するガイドラインの不足や今後の作業量の増加を懸念する声が聞かれた。

- ・ IFRSの導入と関連して、2009年に財政経済部と海運業で税法改正をめぐって色々な議論をした。2010年に政府が新しい税法を作成し、2011年からIFRS導入と同時に、機能通貨による税務申告が可能になり、機能通貨の問題も解消された(上場企業(海運業))。

³⁵ 企画財政部「企業会計基準の改変による法人税の改正方向」(2010年6月)

- ・ 従来の K-GAAP における税務と会計の差異である留保項目について、期首にどのように対応するかという点があまり明確でなかったため、少し苦労した。課税当局から見るものと会社から見るものとの違いがあるため、K-IFRS 導入には課税当局との連携を密に行う必要があった(上場企業(海運業))。
- ・ 税務上の調整項目に関する具体的なガイドラインがないため、実務で苦労している。IFRS 導入の初年度が終了していないので申告調整が増加するか明確なことはわからないが、会社における税務関連の作業も相当発生するものと考えている(上場企業(重工業))。
- ・ 税務と会計の乖離が大きければ大きいほど、税務計算のための調整項目の増加という形であれ、その他の形であれ、税務に関連した負担は増加する。そのため、税務側が IFRS に追いつくように改正している。(KASB)。

7. 規制環境、契約環境等への影響

(1) 産業規制(例えば、各業法で規定される会計規則)への影響

監査法人によると、保険業・投資会社などの従前の K-GAAP の下での業種別会計は、適用されなくなるとのことであった。

- ・ 従前の K-GAAP のフレームワークの下では、保険業や投資会社などの特定の産業についての会計基準が存在していた。これらの会計基準は K-IFRS が適用されると、適用されないものとなる(監査法人)。

(2) 契約(銀行融資の財務制限条項・リース契約等)への影響

契約等への影響としては、K-IFRS への移行による実際の財務数値の変動、例えば、負債比率の上昇により、財務制限条項に影響があったとの話が監査法人からあった。

- ・ K-IFRS への移行により、より多くの金融商品、例えば、複合金融商品や償還株式などが負債に分類されることとなり、負債・資本比率を含む財務制限条項に大きな影響がある(監査法人)。

8. 企業等への影響

(1) 経済構造、雇用への影響

現時点では、K-IFRS の導入に伴い、経済構造、雇用に大きな影響があったとの意見は特段なかった。

- ・ 2011 年第 1 四半期の報告書を見ると一部に不十分な点があったが、第 2、第 3 四半期の報告書を見ると落ち着いてきており、予想していたより早く IFRS が定着していると見ている。そのため、最近では IFRS に関してマスコミや業界が

ら特に強い問題提起は行われていない(金融委員会)。

- ・ 今年からの導入なので、経済などへの影響は正式には把握していない(金融監督院)。
- ・ 一部の企業で IFRS 導入に対する多少の懸念はあったと思うが、10 年前から IFRS をベンチマークとして K-GAAP にかなり反映してきたため、それほど大きな反発はなかった(KASB)。

(2) 産業への影響

企業からは、全般的には、K-IFRS と従前の K-GAAP はそれほど大きく違うものではなかったため、根幹を揺るがすほどの大きな影響はなかったとの意見がある一方で、個別基準については、例えば、連結の範囲、公正価値測定、機能通貨については大きな影響があった、との意見もあった。

業種全般

- ・ IFRS 導入前でも、K-GAAP は IFRS をベンチマークとしている。既に多くを反映していたため、違いはあったものの、IFRS 導入の衝撃は少なかった。IFRS と従来の K-GAAP の差異は以下のようなものが挙げられる(KASB)。
 - ◇ **公正価値測定** — のれんの評価、投資不動産、公正価値の注記開示や非上場株の評価など、公正価値測定にはある程度の市場基盤が必要であるが、その点が難しかった。
 - ◇ **連結の範囲** — IFRS 導入前は持株比率 30%超の筆頭株主が連結することになっていたが、IFRS 導入時に関連のルールをすべて削除したので実務が大変になった。50%未満のデファクトコントロール(実質的な支配)をどうするかという問題である。
- ・ IFRS 導入では公正価値測定で特に大きい影響があり、例えば IFRS 第 3 号の企業結合において取得した無形資産の確認と評価、非上場株式の評価、退職給付債務の計算のためのアクチュアリーの利用などがあげられる。開示については IFRS 第 7 号の要求事項が多い。ただし、ほとんどの企業では K-GAAP から K-IFRS への移行により大きな影響はない(監査法人)。
- ・ 韓国での IFRS 適用に伴い、最も影響を受ける事項は連結財務諸表の作成であった。韓国では、連結財務諸表の作成は年次にのみ求められており、作成期限も長かった。またその連結範囲は主要株主として 30%の所有権を有した子会社が対象であった。期限内に連結財務諸表を作成するために、会計システム、プロセス並びに会計に関するインフラの改善が必要であった。また、連結範囲の変更が、以前連結した子会社の連結からの除外や以前連結しなかった子会社の新たな連結というような事態を生み出した。こういった理由で、新たな連結の要件を満たすためには、所有権や構造的な変更が必要であった。それ以外に大きな財務数値への大きな影響はなかった(監査法人)。

海運業

- ・ IFRS を導入する前に、監査法人にコンサルティングを受けて、論点を洗い出

した結果、従来の基準と一部の相違はあったもののあまり変わらなかった。1年以上コンサルティングを受けたが、特に大きな問題点はなかった(上場企業(海運業))。

- ・ 一番手間がかかったのが機能通貨である。実務レベルでは機能通貨は大きな負担であり、システムを転換する必要があった。なお、一部の企業はK-IFRS適用前に機能通貨を導入していた(上場企業(海運業))。
- ・ 現在IASBで検討中のリース基準において、定期傭船契約をリースとして捉えた場合、資産・負債を計上しなければならず、負債比率が上がり、悪影響を受けるので、強く反対している(上場企業(海運業))。
- ・ 減損においては、使用価値について、企業の意図が入るので、企業と監査法人の摩擦を起こしている(上場企業(海運業))。

重工業

- ・ K-IFRSの導入当初は、従来のK-GAAPとの差があるかと予想したが、根幹を揺るがすほどの違いはなかった(上場企業(重工業))。
- ・ IFRSは公正価値を強調しているように感じるが、取得原価と公正価値のいずれを重視するかについては時間をかけて検討した(上場企業(重工業))。
- ・ のれんの評価に関しては、従来は企業が合理的な根拠に基づき主張すればよかったが、現在では、外部監査人は一般的に内部証拠よりも外部証拠を好むこともあり、強制ではないものの、独立の第三者機関の意見が求められることもある(上場企業(重工業))。

その他の業種

- ・ IFRS導入の結果、大きな影響を受ける業界としては、銀行、金融持株会社、SPEを伴う会社、石油精製会社、船舶会社、航空会社である。これら業界での具体的な会計処理の変化としては次の項目が挙げられる(投資家)。
 - ◇ 債権のファクタリングについて、売却取引から借入取引になるものが出てきたことにより、全業種、特に、金融業において負債比率が上昇。
 - ◇ 耐用年数について、実質的経済耐用年数を反映した見直しにより、減価償却費が全産業で減少。
 - ◇ 開発費の資産化。従来では、資産化要件はあったものの、費用処理するケースが多かったが、資産計上するケースが増加。
 - ◇ ハイブリット債券の会計処理の変更。銀行や金融持株会社で従来負債であったものが資本となるケースが発生。
 - ◇ 貸倒引当金。金融業にとって引当額が減少。
 - ◇ ポイント・マイレージの会計処理が、従来の引当方式からIFRIC解釈指針第13号の方法(売上高からの控除)に変更。
 - ◇ 後入先出法(LIFO)の会計処理の廃止。石油精製会社で利益が増大

(3) 非上場企業への影響

非上場企業には一般会計基準が適用されるが、中小企業庁を中心として、監査対象外の中小企業について、さらに簡便な基準を適用しようという話があるとのこと

であった。

- ・ 株式会社の外部監査に関する法律では、資産総額 100 億ウォン³⁶以上の場合には、監査報告書を金融委員会に提出することになっており、その中の上の方は上場企業、下の方は非上場企業になっている。100 億ウォン³⁷未満の非上場の中小零細企業は株式会社の外部監査に関する法律の対象とはなっていないが、100 億ウォン³⁸以上の非上場企業と同様に一般会計基準が適用される。現在、中小企業庁を中心として、非上場の中小零細企業のためにより簡便な基準を適用しようという動きがある(金融監督院)。

9. IFRS の導入を円滑にするための方策

特に産業界から IFRS の早期導入について抵抗感があったこと等を踏まえ、IFRS の導入を円滑に行うため、IFRS 導入タスクフォース(TF)の設置、説明会の開催などに加えて、質疑応答制度の設置など、作成者の負担に配慮した様々な施策や税・会社法をはじめとした他制度の調整などが行われた。税法・会社法の改正の詳細については、Ⅱ. 5. 6 参照。

全般的事項

- ・ IFRS 導入時に発生する政策・制度的な問題を議論し、対処するために、IFRS 導入 TF を設置した(金融委員会)。
- ・ 会計基準の変更による混乱を防止し、企業の財務情報の比較可能性を高めるため、財務情報の利用者向けに冊子発行、説明会の開催などの教育活動を行った。また、IFRS の実務適用上の問題など、企業の要求に合った教育も拡充し、ホームページで IFRS の関連情報を迅速に提供した(金融委員会)。

作成者の負担への配慮

- ・ 産業界の抵抗感に対しては、KASB、KOSDAQ、韓国会計士会、中小企業庁のほか、金融委員会幹部による懇談会も開き、色々な相談に乗った(金融委員会)。
- ・ 心理的な負担については、金融監督院や KASB などが企業を定期的に回り、導入状況を 4 半期ごとにチェックし、相談に乗ったり、不安の解消を行った。特に、産業界からは、世界的に金融危機が続き、IFRS の改正作業も継続中で、日本・米国も IFRS 導入を決定していない状況で、なぜ早期に IFRS を導入する必要があるのか、という抵抗感もあった(金融委員会)。
- ・ 中小の上場企業の費用負担に対する懸念については、4 大監査法人が無料でコンサルティングを行ったほか、システム構築費用を中小企業庁が支援したりした(金融委員会)。

³⁶ 約 6.75 億円 (2011 年 12 月末 TTM 換算))

³⁷ 約 6.75 億円 (2011 年 12 月末 TTM 換算))

³⁸ 約 6.75 億円 (2011 年 12 月末 TTM 換算))

- ・ K-IFRS に関する様々な疑問に答えるため、質疑応答制度を設置した(金融監督院)。

投資家への配慮

- ・ 会計基準の変更により比較可能性が大きく損なわれないよう、K-IFRS 適用の2年前からは適用準備の状況を、適用の1年前からは適用による財務状況への影響³⁹を、それぞれ企業に開示させることとされた(監査法人)。

他制度との調整

- ・ K-IFRS のロードマップの公表以降、金融委員会が、資本市場法、商法、税法、株式会社の外部監査に関する法律等、規制の枠組みの変更、修正を主導した(監査法人)。
- ・ 税金負担が増えるのではないかという不安の声に対し、税金負担が増えると予想される項目と、どのような産業が影響を受けるかを調査し、税務当局とともに、IFRS 導入によって、税金の負担が変わらないように税制改正を行い、2010年12月にすべて完了した(金融委員会)。
- ・ 金融機関の健全性の監督基準、上場開示規定等を関係機関と協議し、IFRS に適合するように修正の依頼を行った(金融委員会)。

III. 経済活動と会計のあり方

1. IFRS とゴーイングコンサーン経営

(1) 会計基準の性質

韓国において、IFRS がどのような性質をもつ会計基準かという議論が頻繁になされているという話は聞かれなかった。

- ・ 韓国のIFRSの導入の過程において、(IFRSは長期的なビジネスを行う企業の活動をより適切に反映する会計基準なのか、企業の買収価値をより適切に反映する会計基準なのかといったような)IFRSの性質に関する議論はあまり行われていない。但し、負債を信用リスクと関連性のある公正価値で評価することによって生じる利益を認識することは適切に経済実態を表さないといったような議論があった。KASBとしては、IFRSは、対象期間の財政状態と経営成績を利用者が評価するために有用な情報を提供するために開発された基準であると考えている(KASB)。

³⁹ K-IFRS 適用2年前においては、K-IFRSと現行の会計基準との会計処理方法の違いのうち、当該企業に重要な影響を与えると予想される事項、K-IFRS 適用1年前においては、K-IFRS 移行に伴う連結子会社の異動や財政状態、経営成績に与える影響の定量的な記載(記載できない場合はその事実と理由)などの開示が求められた(金融監督院「国際会計基準の理解と導入準備」P142(2008年11月))。

(2)IFRS が長期的なビジネス戦略を有する企業に与える影響

韓国において、IFRS が長期的な経営に向かないといった議論があるという話は聞かれなかった。また、経営指標としては、包括利益よりも、営業利益・当期純利益が重視されているとの指摘が多く聞かれた。

- ・ IFRS に従って継続企業の前提に基づいて作成された財務諸表は、企業が長期的なビジネスの見込を計画するために利用することも出来る。測定に出口価格を要求する会計の公正価値は、必ずしも清算価値を意味しない。公正価値は、清算状態において測定された価値を排除しており、むしろ長期的な影響を予測するために現在利用できる最良の情報と仮定を考慮して、資産負債を評価することを要求しているからである。IFRS は、財務報告の目的全般に役立ち、長期的なビジネスを行う企業の活動についても適切に反映できるように開発された基準であると言ってもよい(KASB)。
- ・ IFRS 導入により、成果管理を連結ベースで行うようになるなど、大きな変化があった。経営指標としては、営業利益や当期利益を重要な指標としている。(上場企業(重工業))
- ・ 韓国ではその他の包括利益(OCI)から当期純利益へのリサイクリングを行うとの考えが一般的であるが、IFRS ではリサイクリングを行わない項目もあることを疑問に思う。また、IFRS では、リサイクリングする項目としない項目とで明確な基準がないことは、KASB のみならず企業も懸念している。IASB はその他包括利益やリサイクリングの概念の検討が不十分であり、投資家から見て当期純利益と包括利益のいずれが企業の業績指標として有益かは見直す必要があるだろう(KASB)。
- ・ 当期純利益は、韓国においても、出資者へ分配されるべき利益であるため、重要性の高い財務諸表項目の一つである。しかし、重要性のレベルは、財務情報には様々な目的があるといった意味で、利用者次第である。例えば、財務リスクを評価したい利用者にとって見れば、当期純利益よりその他の包括利益の方が重要であるといえるかもしれない(KASB)。
- ・ 業績を見る上では当期純利益が重要であるが、包括利益も無視できない。ただし、投資家は現状では包括利益にはあまり関心がないだろうし、IFRS でも当期純利益は開示されるので特段問題はない。実際には、多くの投資家は業績発表時に営業利益に着目し、営業利益のトレンドを見ている。なお、IFRS 導入により、情報の内容が変わったのではなく、情報量が変わっただけであるため、IFRS が B/S 重視とは必ずしも言えないと思う(投資家)。

2. 公正価値会計

(1)IFRS 導入による公正価値会計の拡大

金融監督院は、IFRS 導入による公正価値会計の拡大について以下のように説明している⁴⁰。

- ・ 従前の K-GAAP は、情報の信頼性を重視し、客観的な評価が困難な項目に対して、歴史的原価で評価することを原則としていた。一方、IFRS では、情報の利用者にタイムリーな情報を提供するための資産、負債の公正価値の評価を強調している。IFRS 導入により、従前の K-GAAP で許可されていない無形資産の再評価が可能となるなど、公正価値評価の対象が拡大された。

また、監査法人によれば、公正価値会計が拡大した具体的な項目は以下のとおりである。

- ◇ 固定資産の再評価モデルによる事業用資産に対する公正価値評価(選択制)
- ◇ 投資不動産の公正価値モデルによる公正価値評価(選択制)
- ◇ 非上場株式の公正価値評価
- ◇ 退職給付に関する項目の公正価値評価
- ◇ のれんの減損判定、評価

(2)公正価値の適用の拡大による影響

IFRS への移行により公正価値会計が拡大した項目は、非上場株式をはじめとして複数存在するが、選択制の項目については、原価モデルが使用されている模様である。公正価値測定の影響については、Ⅱ. 8. (2)参照。

- ・ 有形資産の取得後の事後測定は一般的には原価モデルを使用している(上場企業(海運業))。
- ・ 当法人のクライアントは、IFRS によって認められる場合、事後測定はほとんど原価法を選択する傾向にある(監査法人)。
- ・ 退職給付債務の額は、K-IFRS の導入により必ずしも大きく増加したというわけではなく、会社の歴史や従業員の数により違う。従来の基準との比較で、負債の増加はさほど大きくはない(監査法人)。
- ・ 非上場株式等は様々な機関が価値評価を行っている。それらの機関は主に評価会社であるが、監査法人もまた同様のサービスを提供している(監査法人)。
- ・ 資産について継続的に再評価が行われていることは意味があることと思っている。理由は、会社がある土地を購入し、その後大幅に値上がりしたにもかかわらず会社の実績はそのままである場合、会社はその土地を有効活用していないことを示唆するし、ROE が落ちることになるので、それについてもう少し詳しく分析することになる(投資家)。

⁴⁰ 金融監督院「国際会計基準の理解と導入準備」P189 (2008年11月)

IV. 会計基準設定主体のあり方

1. 会計基準設定主体のガバナンス

(1) 会計基準設定主体のメンバー構成

会計基準の設定は、韓国会計基準院(KAI: Korea Accounting Institute)内に設置された韓国会計基準委員会(KASB)で行われている。KAI は幅広い関係者から構成されており、14(設立時は 13)の会員機関(Member organizations)⁴¹が参加している⁴²。

KASB のメンバーは 7 名であり、この内訳は、常勤の委員長(学者出身)、副委員長(学者出身)、及び非常勤の作成者 1 名、監査法人 2 名、学者 2 名である⁴³。

(2) 会計基準設定主体のガバナンス

KASB の上位組織である KAI の院長・副院長と、KASB の委員長・副委員長はそれぞれ同一人物が兼務している。KAI の理事会(Board of directors)は両氏に加え、会員総会で選出された 15 人以内(現在 11 人)の非常勤理事で構成される。

- ・ 定款によると、KASB の委員長と副委員長は、KAI の会員機関の会議で任命され、そのほかの 5 人のメンバーは理事会で任命される。メンバー構成に関しては、特定のルールはないが、学会や実務家など適切な配分の維持が必要とされる(KASB)。

KASB 諮問会議は、20 人以内の非常勤委員で構成され、主に KASB に対する助言を行う。議長は KASB 副委員長が兼務している。

(3) 当局による基準の承認

II.2(1)で既述したとおり、金融委員会が、証券先物委員会の審議を経て、企業が適用する会計基準を決定する⁴⁴。

2. 会計基準設定主体の役割

(1) IFRS 適用後の会計基準設定主体の役割

KASB のウェブサイトには、以下の基本的な会計基準設定主体としての役割が記載されている。

- ・ 非上場会社向けの K-GAAP の制定、改正、解釈、および質疑応答

⁴¹ 韓国公認会計士会、大韓商工会議所、全国経済人連合会、中小企業中央会、韓国上場会社協議会、全国銀行連合会、韓国証券業協会、生命保険協会、大韓損害保険協会、韓国証券先物取引所、金融監督院、韓国会計学会、KOSDAQ 上場法人協議会

⁴² KASB ウェブサイト(韓国語)より。

⁴³ 2011.3.1 時点。KASB ウェブサイト(韓国語)より。

⁴⁴ 株式会社の外部監査に関する法律 第 13 条

- ・ IFRS の国際的地位の向上と IASB とのコミュニケーション
- ・ 韓国の伝統的な記帳方法に関する研究、資料整理および国際的な認知を得るための国際シンポジウムの開催
- ・ 会計基準に関する教育・トレーニングおよび関連情報の提供
- ・ 会計の透明性と信頼性に関する認識を高めるための研究・教育
- ・ 上記に関連する成果物の提供

また KASB は、IFRS のアドプションにより、会計基準設定主体の役割はより重要になっていると考えているとのことであった。

- ・ IFRS のアドプションにより、会計基準設定主体の役割がより重要になっている。異なる国の独自の経済状況を反映するのに、IFRS の基準が不足するかもしれない。会計基準設定主体は、IASB の検討において、これらの問題を伝える役割を果たすべきである (KASB)。
- ・ KASB は IASB だけでなく、他国の会計基準設定主体とより積極的に協力して取り組んでいく(KASB)。
- ・ 韓国はアジアで IFRS を完全にアドプションを採用している国の一つであるため、IASB も以前より韓国の意見には耳を傾けてくれていると感じている (KASB)。

(2)IASB の基準設定に対する意見発信

KASB を中心に、IFRS 財団、IASB 等への人材の派遣⁴⁵、IASB の理事やスタッフとの継続的な協議やアジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG⁴⁶)、新興経済グループ(EEG)を通じた意見発信など、様々な取組みがなされている。

なお、現時点で、他国の同業他社と連携して、IASB への意見発信を行っているという話はなかった⁴⁷。

- ・ 国内企業で生じた問題に対処するために、他国の会計基準設定主体と協力はしている。しかし、これまで、IASB へ影響力を行使しようと外国企業と直接共同してきたことはない。国内企業と外国企業との連携の問題についても詳しく調べたことはない(KASB)。
- ・ 営業損益は、国内の情報利用者も要求している非常に重要な情報であるため、追加で開示できるよう注記を要求することになっている。韓国だけでなく、多くの国が営業損益を重視していると思う。ある一部の地域では、営業損益について自国の基準にのっとって詳細に決め開示しているところもあると聞く (KASB)。

⁴⁵ IFRS 財団評議員会評議員、IFRS 助言会議メンバー、IASB の客員研究員など。

⁴⁶ 韓国は、AOSSG の議長諮問委員会のメンバーである。

⁴⁷ 海運業からは、現在 IASB が改訂中のリース基準について、今後、日本と一緒に IASB に意見発信を行いたいという提案があった。

- ・ 日本の ASBJ が、その他の包括利益(OCI)のリサイクルについて問題提起していると聞いている。我々も IASB がそうした概念の検討を始めるべきと思っている(KASB)。

以 上